



千葉労働局発表
令和3年3月16日

【照会先】

千葉労働局職業安定部
職業対策課長 倉上 宜治
職業対策課長補佐 日暮 信義
地方障害者雇用担当官 伊熊 雅美
(代表電話) 043-221-4391
(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

千葉県初の認定事業主が誕生しました！

～障害者雇用優良中小事業主認定制度（もにす認定制度）～

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、千葉労働局（局長 友藤 智朗）では、以下の企業を千葉県内初の「もにす認定企業」として認定しました。

今後、もにす認定企業に対する認定通知書交付式を下記のとおり行います。



共に進む（ともにす進む）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

<認定事業主> 天伸株式会社 令和3年3月11日認定

認定通知書交付式

日 時 : 令和3年3月23日（火）14時00分より
場 所 : 千葉労働局 局長室
千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2階

※撮影、傍聴可。なお、当日の取材をご希望される方は、事前に千葉労働局職業安定部職業対策課（043-221-4392）までご連絡をお願いいたします。

厚生労働省及び千葉労働局は、もにす認定企業について広く情報発信及びPRを行い、身近なロールモデルとなっただくことで、千葉県内における障害者雇用への理解と雇用促進を図ってまいります。

【もにす認定基準項目】（主なもの）

- ① 評価基準に基づき、20点以上（※特例子会社は35点以上）得ること
- ② 法定雇用率を達成していること。雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者を1名以上雇用していること
- ③ 過去に認定を取消しされた場合、取消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと